

生駒市規則第 26 号

生駒市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 10 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 生駒市情報公開条例施行規則（平成 21 年 3 月生駒市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号及び第 4 条第 1 項第 3 号中「にあつては」を「には」に改める。

第 9 条第 1 項第 1 号中「写し」を「複写機により複写したもの若しくはスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を CD-R（日本工業規格 X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）若しくは DVD-R（日本工業規格 X 6 2 4 1 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したもの」に改め、同項第 4 号を削り、同項第 5 号中「（次号に該当するものを除く。）」を削り、「電磁的記録媒体」を「CD-R、DVD-R その他の電磁的記録の媒体」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号を削る。

別表文書、図画及び写真の部に次のように加える。

スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を CD-R に複写したもの	1 枚につき 100 円に当該文書、図画又は写真 1 枚ごとに 10 円を加えた額
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を DVD-R に複写したもの	1 枚につき 120 円に当該文書、図画又は写真 1 枚ごとに 10 円を

	加えた額
--	------

別表電磁的記録の部録音テープに複写したものの項及びビデオテープに複写したものの項を削り、同部中「複写機」を「用紙に出力したものを複写機」

に、「

フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	1枚につき50円
-------------------------	----------

」を

CD-Rに複写したもの	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額	に改める。
DVD-Rに複写したもの	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額	

第2条 生駒市情報公開条例施行規則の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の生駒市情報公開条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に徴収する行政文書の写しの作成に要する費用について適用し、同日前に徴収する行政文書の写しの作成に要する費用については、なお従前の例による。